

触法障がい者就労支援モデル事業『REACH-1』について

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課では、2019年度から2020年度にかけて、法務省からの委託事業として、犯罪を行った障がい者に対する就労支援モデル事業『REACH-1』を実施しています。

※リーチ（届く）は、支援が届く、目標に届く

ワン（1）は、一歩一歩すすめる という思いが込められています

事業の概要

- ・大阪地方検察庁や大阪保護観察所等と連携し、犯罪を行った者の中で、起訴猶予または有罪判決を受けたものの矯正施設に収容されなかった障がい者及び障がいの疑いのある者（以下、対象者）に対し、就労移行支援事業所等の利用を促すコーディネートを行います。
- ・大阪府に対象者を受け入れる事業所の拡大及び直接支援を担当する就労支援コーディネーター（2名）を非常勤嘱託職員として配置しており、事業スキームに沿って支援を進めます。
- ・支援を希望する方をすべて障がい福祉サービスやその他利用可能な制度（生活困窮者自立支援制度等）につなぐことを目標としています。

事業計画

支援の実施
(2019年度)



支援策の検証
効果検証
(2020年度)

今年度の取組み（モデル事業最終年度）

①支援の継続及び地域への引継ぎ

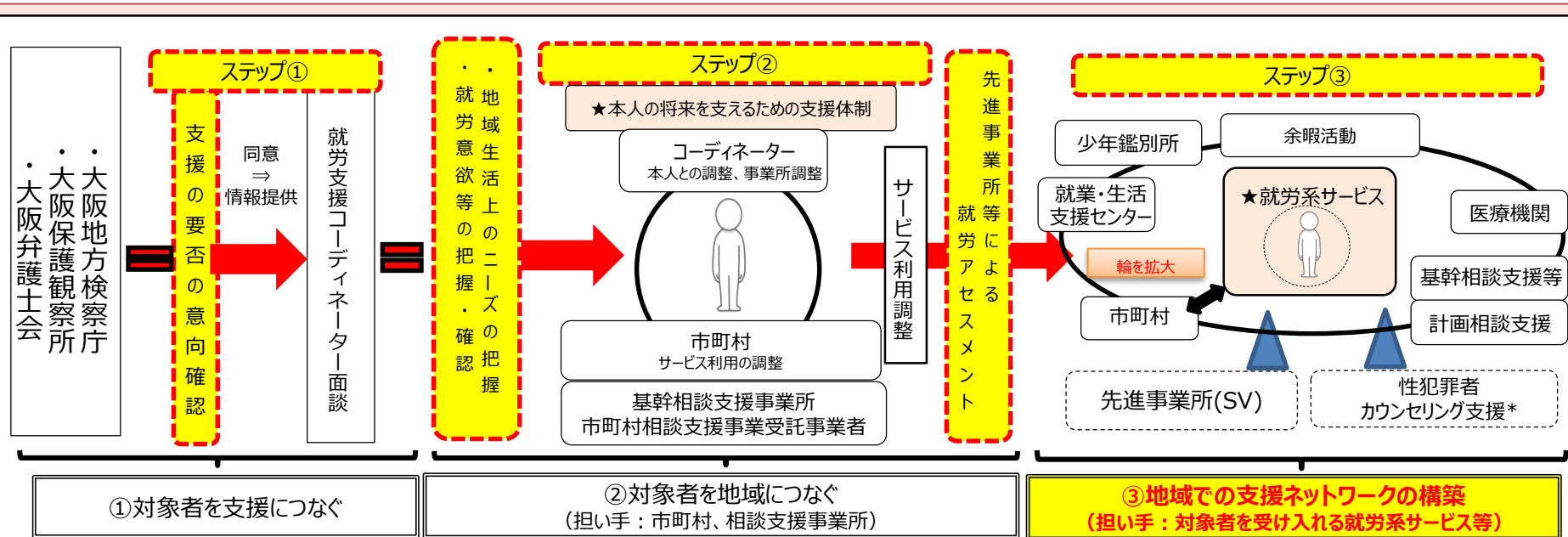
- ・新規利用者の受入れは令和2年6月末までとし、モデル事業終了となる令和3年3月に向けて、地域の関係機関との連携を深め、支援の引継ぎを順次進めていきます。
(引継いだケースにおいて、必要に応じてアフターフォローを実施します)

②効果検証及び地域への普及

- ・対象者の変化や満足度等を、評価指標を用いて見える化し、モデル事業の検証を行います。
 - ・顕在化した課題の整理や潜在ニーズ等の把握を行い、司法関係機関や地域の支援機関との連携等スキームの在り方を検証します。
- ⇒効果検証結果や支援事例を、報告書等により地域の事業所と共有することで犯罪を行った障がい者の地域での受け皿拡大を図ります。

対象者が、就労系障がい福祉サービス事業所等につながり、地域生活を継続させていくためには、地域の受入先の拡大や、居住地である市町村や基幹相談支援事業所等を軸とした支援のネットワークの構築が必要となるため、本事業の趣旨について広くご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

【スキーム】支援対象者の就労系障がい福祉サービス事業所へのつなぎ（イメージ）



①対象者を支援につなぐ：

犯罪を行った者のうち、入口支援の対象となる障がいがある、もしくはその疑いのある者（以下、対象者）に対し、大阪地方検察庁、弁護士等で福祉サービスによる支援を受ける意向があるかどうかの確認を行う。同意がある場合は本事業の就労支援コーディネーターへ情報提供し、コーディネーターとの面談の機会を設ける。

②対象者を地域につなぐ：

コーディネーターの面談により、地域でどのように暮らしていきたいか、どのようなサービス利用を希望するかなどを把握、居住地である市町村と基幹等相談支援事業所につなぐ。

③対象者を地域で受け入れる（支援ネットワークの構築へ）：

実際に犯罪を行った障がい者の支援を先進的に取り組んでいる事業所や、高い就労アセスメント力を有する事業所による就労アセスメントを実施、本人の職業準備性や特性を評価した上で、調整を行い、対象者を地域の就労系障がい福祉サービス事業所等で受け入れるとともに、支援体制を拡大し、地域で対象者を支える支援ネットワークを作る。

※地域の支援ネットワークに役割を引継いでいく。